

令和7年1月8日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和7年1月8日（水） 15時50分から16時40分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 第1委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第1号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第2号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
 - 第3号議案 選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第28条第4号該当）
 - 第4号議案 在外選挙人名簿の抹消について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委 員 長	<p>【15:50開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。</p>
事 務 局	<p>【第1号議案】 選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、438人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p style="text-align: center;">抹消者（男 193人 女 245人 計 438人）</p>
委 員 長 委 員	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第1号議案可決)</p>
事 務 局	<p>【第2号議案】 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、583人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p style="text-align: center;">抹消者（男 314人 女 269人 計 583人）</p>
委 員 長 委 員	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第2号議案可決)</p>
事 務 局	<p>【第3号議案】 選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第28条第4号該当） 公職選挙法第28条第4号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、1人については、登録の際に登録されるべきでなかったことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p style="text-align: center;">抹消者（男 1人 女 0人 計 1人）</p>
委 員 長 事 務 局 委 員 長	<p>死亡と重複していないのか。 重複していない。 原案どおりとしてよいか。</p>

委 員	異議なし。 (第3号議案可決)
事 務 局	<p>【第4号議案】在外選挙人名簿の抹消について</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、2人については、国内の市町村に新たに住所が定められた日後4箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者(男 1人 女 1人 計 2人)</p> <p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。 (第4号議案可決)</p>
委 員 長	
委 員 長	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。

【16:40閉会】